

# 市町村合併 新法の概要

## 市町村の合併の特例等に関する法律案 (合併新法)について

### 1 合併特例区制度等の創設

合併に際して、合併関係市町村の協議により、旧市町村単位に法人格を有する区(合併特例区)を一定期間(5年以下)設置できる制度が創設されます。

- 合併特例区には、区長、合併特例区協議会を置きます。(公選はしない)
- 合併特例区は、独自の税金を設定したり、税率を設定したりすることや、起債(借金)をすることはできません。
- 住所の表示にはその名称(旧市町村名)を使うことができます。

### 2 市町村の合併に関する障害を除去するための特例措置

- ①合併に関する障害を除去するため、地方税の不均一課税、議員の在任特例など、現在の合併特例法の特例措置は基本的にそのままとします。
- ②人口3万人以上あれば市となることができる特例は廃止されます。(通常では市となる要件は5万人)
- ③合併特例債(新市(町・村)として新たに整備するものに要する経費に対する借金や、基金積み立てのための借金)は廃止されます。
- ④合併算定替えは、現在の特例期間10年を段階的に5年に短縮します。

### 3 市町村合併推進のための方策

- ①総務大臣が、市町村の合併を推進するための「基本指針」を策定します。
- ②都道府県が、基本指針に基づき、市町村合併推進審議会の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する「構想」を策定します。
- ③都道府県知事は、「構想」に基づき、
  - 市町村からの申請に基づいて、市町村合併調整委員を任命し、合併協議会において、あつせん、調停を行わせることができます。
  - 合併協議会設置の勧告(注)を行うことができます。(勧告を受けた市町村長は、合併協議会設置協議を議会にはかります。議会が設置を否決した場合には、住民が1/6以上の有権者の署名を集めるか、または市町村長が住民投票を請求することができます。)
  - 合併協議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し、勧告を行うことができます。

### 4 その他

この法律の期間は5年間(平成17年4月1日から平成22年3月31日まで)となっています。

#### (注) 勧告

ある事柄について、相手方の処置を勧め、促す行為。勧告された側が、その勧告を尊重することを前提としており、法的拘束力はない。  
(「法令用語辞典」学陽書房から抜粋)

## 新しい合併特例法

平成17年4月からの  
3月9日に、市町村合併に関する法案が閣議決定され、国会に提出されました。  
この法案は、現在の合併特例法の期限後に新しく施行される合併新法で、これからの市町村合併等を考えていく中で、重要と思われるので、平成17年4月から適用される予定の合併新法案「市町村の合併の特例等に関する法律案」の内容について、その概要をお知らせします。

### 法制定に伴う関連法案の一部改正

合併新法「市町村の合併の特例等に関する法律」を制定するにあたって、現在の合併特例法との均衡を保ち、他自治体との公平を保つ意味からも、現在の合併特例法と地方自治法の一部が改正される予定です。

#### ■ 現在の合併特例法の一部改正案について

- (1)合併特例区制度等の創設  
新法と同様に特例区を設置できるように改正されます。
- (2)現行合併特例法の経過措置  
平成17年3月31日までに議会の議決を経て、都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現在の合併特例法の規定(特例)が適用されます。

#### ■ 地方自治法の一部改正について

合併新法の合併特例区に対応する「地域自治区」を設置できるように改正されます。

合併新法の全文については、役場町民ホールの町政情報提供コーナーにありますので、ご覧ください。また、これらの詳しい内容は総務省のホームページにも掲載されています。

《総務省ホームページアドレス》

[http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/t\\_an.html](http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/syokan/t_an.html)